

平成二十五年十月十日発行
皇學館論叢第四十六卷第五号
抜刷

稻荷山古墳出土鉄劍銘の再検討

荊
木
美
行

稻荷山古墳出土鉄劍銘の再検討

荊 木 美 行

□ 要 旨

昭和五十三年に確認された稻荷山古墳出土鉄劍の百十五字の銘文は、日本古代史の研究上重要な発見であった。この銘文はわれわれにさまざまな知見を齎してくれたが、発見から三十五年を経た現在でも未解決の問題が多数残されている。小論では、銘文の字句について詳細な注解を施しつつ、銘文の問題点を洗い出し、卑見を開陳した。とくに、銘文冒頭の「辛亥年」を四七一年とする通説については、『宋書』にみえる昇明元年（四七七）の遣使が興のそれとしか理解できないところから、四七一年を獲加多支鹵大王（＝雄略天皇＝倭王武）の治世とみることに無理があるとして、文中の「獲加多支鹵大王寺在斯鬼宮時」を過去形にとり、辛亥年、すなわち銘文が刻まれた年は五三一年ではないかと考えた。

□ キーワード

稻荷山古墳 辛亥年 雄略天皇 江田船山古墳 意富比埴

はじめに―埼玉古墳群と稲荷山古墳―

埼玉県行田市の埼玉古墳群は、前方後円墳九基（消滅した大人塚古墳もふくむ）、方墳一基と四十基近くの円墳からなる古墳群である。武蔵国では他に例のない大規模な前方後円墳が一箇所に集中しているところから、この古墳群こそ武蔵の国造の奥津城ではないかと考える研究者も多い。

ここに築造された前方後円墳は、主軸を異にする三つのグループに分類される（高橋一夫『シリーズ遺跡を学ぶ16 鉄剣銘一一五文字の謎に迫る 埼玉古墳群』〈新泉社、平成十七年五月〉参照、築造年代の推定もおなじ）。

一つは、稲荷山古墳（五世紀末か。ただし、この年代については後述参照のこと）・二子山古墳（六世紀前半か）・鉄砲山古墳（六世紀中葉から後半か）、という稲荷山古墳系列のグループ。いずれも百メートルを超える規模で、造り出しと張り出しを有するのが特徴である。なお、全国最大の円墳である丸墓山古墳（直径一〇五メートル、高さ一八・九メートル）については、埋葬施設が未調査であるため、その築造時期を推定することはむつかしいが、目下のところ、稲荷山古墳につづいて丸墓山古墳が築造され、二子山古墳がこれにつづくとみられている（杉山晋作「有銘鉄剣にみる東国豪族とヤマト王権」『新版日本の古代』第八卷〈角川書店、平成四年十月〉所収、一七三頁）。

また、これとはべつの主軸で統一された、もう一つのグループがある。愛宕山古墳（六世紀前半か）・奥の山古墳（六世紀中葉の早い時期か）・瓦塚古墳（六世紀中葉の遅い時期か）という愛宕山古墳系列がそれである。

さらに、これよりも主軸が東に振れた、いま一つのグループが將軍山古墳系列である。この系列にふくまれる將軍山古墳（六世紀後半か）・中の山古墳（六世紀末から七世紀初頭か）は、いずれも横穴式石室を有しており、稲荷山古墳

系列につづいてこの地域の首長権を継承した人物の墓だと考えられている。なお、この古墳群唯一の方墳である戸場口古墳は、終末期古墳特有の方墳だが、これも將軍山古墳の系列に繋がるものである。

以上が埼玉古墳群の主要な古墳の概要だが、問題の稲荷山古墳は、この古墳群でもっともはやく築造された前方後円墳である。ただ、この古墳は私有地だったこともあり、はやくに前方部は削平され、昭和四十三年（一九六八）八月の発掘当時には後円部しか残っていなかった（現在は、前方部も復元されている）。

発掘のきっかけは、昭和四十一年（一九六六）、埼玉県がこの埼玉古墳群を「風土記の丘」として整備した際に、適当な古墳一基を発掘調査しようとしたことにある。「風土記の丘」開設のあかつきに、横穴式石室の内部を見学者に公開する計画だったのである。

当初、愛宕山古墳が候補にあがったが、諸般の事情で、前方部の破壊されている稲荷山古墳に決まったという。ところが、いざ発掘に取りかかってみると、いくらトレンチを入れても横穴式石室にはあたらない。そこで、あらためて墳頂部にトレンチを入れたところ、礫礫と粘土礫の二つの埋葬施設が見つかったのである。粘土礫のほうはすでに盗掘され、武器や馬具の残欠がみつかった程度であったが、礫礫のほうは盗掘を免れたため、多数の副葬品が確認された。画文帯環状乳四神四獣鏡をはじめとして、翡翠勾玉・銀製耳飾り・帯金具などの装飾品や、多くの武器・武器や馬具、砥石・鉄斧が出土した。礫礫は舟形で全長五・七メートル、最大幅一・二メートル、推定約三・七メートルの割竹形木棺か舟形木棺が置かれていたと推定される。

世紀の発見といわれた金錯銘鉄剣（ここでは「稲荷山古墳出土鉄剣」と称する）は木棺のなかの、遺体の腰より下の部に置かれていたと考えられる。鉄剣は錆びており、そのため、刀身の表裏に刻まれた銘文には、発掘当時、誰一人として気づかなかった。しかし、十年後の昭和五十三年（一九七八）五月、防蝕加工のため、元興寺文化財研究所保

存処理センターに移送され、そこで七月に至って金象嵌の一部が発見され、X線による検査の結果、金錯銘の存在が判明したのである。

一、銘文の内容

稲荷山古墳出土鉄剣の銘文は、日本古代史の研究上重要な発見だが、とりわけこの鉄剣とその銘文が高く評価されているのは、つぎのような諸点による。

第一に、鉄剣が正式な発掘調査によって出土したものであるという点。貴重な金石文といえども、隅田八幡宮所蔵の人物画像鏡や、中国西安郊外でみつかったという井真成の墓誌などのように、出土場所や出土状況のはっきりしない伝世品が少なくない。それを思えば、発掘によって確認された、この鉄剣がいかに貴い遺物か、よくわかるというものである。

第二に、文字の多さ。銘文は全部で百十五文字ある。六世紀以前の金石文では、それまでは、江田船山古墳出土の大刀銘の七十五字が最高で、石上神宮所蔵の七支刀でも六十一字であることを思うと、稲荷山古墳出土鉄剣銘の情報量の豊富さがおわかりいただけるものと思う。

第三に、稲荷山古墳出土鉄剣銘は、銘文のすべての文字が判読しうるといふ点。江田船山古墳出土大刀銘や七支刀銘にしても、肝心なところで判読不能な箇所があるので、全文が読み切れるということは、この銘文ならではの特筆すべき点である。

そこで、つぎに銘文そのものについて考えてみたい。なお、鉄剣の原物は、現在、埼玉古墳群近くの埼玉県立さき

たま史跡の博物館内で、窒素ガスを封入したケースに保管・展示されているので、容易に確認できる（昭和五十六年に重要文化財に指定され、二年後に国宝指定）。

以下、原文・読み下し案・語釈の順で、銘文の内容を確認しよう。

（表文）辛亥年七月中記乎獲居臣上祖名意富比埤其兒多加利足尼其兒名弓已加利獲居其兒名多加披次獲居其兒名多沙鬼獲居其兒名半弓比

（裏文）其兒名加差披余其兒名乎獲居臣世々為杖刀人首奉事来至今獲加多支鹵大王寺在斯鬼宮時吾左治天下令作此百練利刀記吾奉根原也

（釈文）

（表文）辛亥年七月中①に記す。乎獲居の臣の上祖②、名は意富比埤③、其の兒④多加利の足尼⑤、其の兒の名は弓已加利獲居⑥、其の兒の名は多加披次獲居⑦、其の兒の名は多沙鬼獲居⑧、其の兒の名は半弓比⑨、

（裏文）其の兒の名は加差披余⑩、其の兒の名は乎獲居臣。世々⑪杖刀人の首⑫と為り、奉事⑬来りて今に至る。獲加多支鹵の大王⑭の寺⑮、斯鬼の宮⑯に在りし時⑰、吾、天下を治めることを左⑱。此の百練の利刀⑲を作らしめ、吾が奉事の根原を記す也⑲。

【語釈】

①辛亥の年の七月中記す 銘文中の「獲加多支鹵大王」は、雄略天皇にあてる説が有力（↓語釈⑬）。また、雄略天皇は、『宋書』倭国伝にみえる倭の五王の一人、武に比定されている。武は、昇明二年（四七八）に宋に遣使して

室死年七月中記乎獲居臣上祖名意富比埤其兒多加利呈
尼其兒名互已加利獲居其兒名多加彼次獲居其兒名多
沙鬼獲居其兒名半互比

其兒名加美披余其兒名乎獲居臣世爲杖刀人首奉事未至今
獲加多支齒大王寺在斯鬼宮時吾左治天下令作此百
練利刀記吾奉事祖也

るので、そこから、雄略天皇の在位はおおむね五世紀後半だと考えられる。また、『日本書紀』のしるす雄略天皇の崩年干支（己未）は西暦四七九年に、『古事記』のそれ（己巳）は西暦四八九年に、それぞれ換算しうる。両者に相違はあるものの、いずれも五世紀後半に収まっていることは、『宋書』の記載とも矛盾しない。そこから、この「辛亥年」は西暦四七一年にあてると説が有力だが、六十年繰り下げて五三一年とする説もある（後者のほうが妥当と思われる点については、「二、銘文の問題点（一）「辛亥年」の実年代」参照）。

なお、「七月中」という時格については、江田船山古墳出土大刀銘に「八月中」、兵庫県八鹿町の箕谷二号墳出土の鉄刀銘に「五月中」、法隆寺釈迦三尊像銘に「三月中」など、類例は多い。また、「記す」についても、法隆寺献納菩薩半跏像銘に「歳次丙寅年正月生十八日記」（六〇六）、同観音菩薩立像銘に「辛亥年七月十日記」（六五一）、野中寺弥勒半跏像銘に「丙寅年四月大旧八日癸卯開記」（六六六）とあるなど、七世紀の金石文に類例が多くみられる。稲荷山古墳出土鉄劍銘の発見によって、こうした書式がさらに溯ることが判明したのは有益である（笹山晴生〈司会〉・岸俊男・大塚初重・森浩一「謎はどう解明されるか〈座談会〉」『歴史と人物』八九、昭和五十四年一月、四〇頁の岸俊男氏の発言）。

②乎獲居の臣の上祖 一般に「ヲワケの臣」と読まれる（銘文の字はやや曖昧で、「臣」ではなく「直」だとする説もある）。「獲居（ワケ）」は「別」の古い表記。「ワケ」と称する称号の由来については、『日本書紀』景行天皇四年二月甲子条に「夫天皇之男女。前後并八十子。然除日本武尊・稚足彦天皇・五百城入彦皇子外。七十餘子。皆封三国郡。各如其三国。故当今時。謂三国之別一者。即其别王之苗裔焉」とある。ここにみえる「乎獲居の臣」は「小別の臣」の意で、『和氣氏系図』に長男を「大別」と称するのに対し、次子を「小別」と称するのと同様の表記であろうか（佐伯有清「鉄劍銘文にみえる称号」『シンポジウム鉄劍の謎と古代日本』〈新潮社、昭和五十四年一月〉所収、二二二～二二三頁、吉田晶「稲荷山古墳出土鉄劍銘に関する一考察」井上薫教授還暦記念会編『日本古代の国家と宗教』下巻〈昭和五十五年五月〉所収、

一頁)。なお、この「獲居」の二字は、系譜中にみえる弓巳加利獲居・多加披次獲居・多沙鬼獲居にもみえるが、「乎獲居の臣」の「獲居」を弓巳加利獲居らのそれとは区別して、「ヲワケ」を一括りにして人名とみる説もある。たしかに、「臣」がカバネなら、「獲居」もそれとは考えがたいから、「獲居」がカバネなら、「臣」は敬称の一種、または人名語尾の「臣」と考えるべきである（直木孝次郎『古代ヤマト政権と鉄剣銘』『歴史と人物』九一、昭和五十四年一月、六七頁）。岸俊男氏が指摘するように、法隆寺献納観音菩薩立像銘（六五二）中に「笠評君名□古臣」・「児在布奈太利古臣、又佐在□古臣」とあって、「君」と「臣」が重複してみえる例がある（『稻荷山古墳鉄剣の読みについて』『歴史公論』五一五、昭和五十四年五月、五四頁）。この場合の「臣」はカバネではなく、「臣某」のように謙称に近いものと考えられるので、あるいは、鉄剣銘の場合もこれとおなじ用法であろうか。ただし、この史料にみえる「笠評君」の「君」については、「笠評Ⅱ氏」「君Ⅱカバネ」の意味ではなく、コホリ（のちの郡）のキミ（首長）のことだとする説もある（田中卓『古代天皇の秘密』〈太陽企画出版、昭和五十四年二月〉、のち『田中卓著作集』第三卷〈国書刊行会、昭和六十年四月〉所収、引用は後者による、二九四～二九五頁）。いずれにしても、「臣」を「オミ」と訓読することは、「ヒコ」・「スクネ」・「ワケ」をすべて音假名であらわす銘文の表記法と平仄が合わないの、やはり、両者は区別すべきであろう。↓語

⑥ 積

つづく「上祖」は「遠祖（とほつおや）」と同意。『日本書紀』神代下、第九段第一の一書にも「又以中臣上祖天兒屋命・忌部上祖太玉命・猿女上祖天鈿女命・鏡作上祖石凝姥命・玉作上祖玉屋命。凡五部神。使配侍焉」とあり、『播磨国風土記』飭磨郡には「韓室里。〈土中々〉。右。称韓室一者。韓室首宝等上祖。家大富饒。造韓室一。故号韓室一。」「貽和里船丘北有馬墓池。昔。大長谷天皇御世。尾治連等上祖。長日子。有善婢与馬。並合之意。」とあるなど、用例が多い。

ちなみに、以下、銘文には意富比埜から乎獲居の臣に至る八代の系譜がしるされる。佐伯有清氏は、『古事記』崇神天皇段に、「(前略)尔。天皇。問賜之。汝者誰子也。答曰。僕者。大物主大神。娶_二陶津耳命之女活玉依昆売_一。生子。名櫛御方命之子。飯肩巢見命之子。建甕槌命子。僕意富多多根古白。(後略)」とある意富多多根古の系譜記事が、乎獲居の臣のそれと酷似するところから、銘文の系譜は乎獲居の臣の家に伝えられていた口承系譜を文章系譜化したものと推測。また、意富多多根古の系譜が「之子」・「之子」と歴代の続柄を示しているのに対し、銘文では「其兒」・「其兒」とある点について、『上宮記』(『新日本紀』卷十三、述義九、第十七男大迹天皇条所引)に「上宮記曰。一云。(中略)娶_二伊久牟尼利比古大王兒。伊波都久和希兒。伊波智和希兒。伊波己里和氣兒。麻和加介兒。阿加波智君兒。乎波智君。娶_二余奴臣祖。名阿那尔比弥_一。生兒。都奴牟斯君妹。布利比弥命也。(後略)」とみえる、継体天皇の系譜記事に近いとする(『古代氏族の系譜』『歴史公論』五十五、昭和五十四年五月、六九～七一頁)。

③意富比埜 「オホビコ」と読む。この人物については、『古事記』崇神天皇段に「又此之御世。大毘古命者。遣_二高志道。其子建沼河別命者。遣_二東方十二道而。令_レ和_二乎其麻津漏波奴(自麻以下五字以音)人等。(後略)」、『日本書紀』崇神天皇十年九月条に「九月丙戌朔甲午。以_二大彦命。遣_二北陸。武渟川別遣_二東海。吉備津彦遣_二西道。丹波道主命遣_二丹波。因以詔之曰。若有_二不_レ受_レ教者。乃_レ拳_レ兵伐_レ之。既而共授_二印綬。為_二將軍。とみえる、四道將軍の一人「大彦命(大毘古命)」に比定する説が有力。銘文の意富比埜を「大彦命(大毘古命)」にあてる根拠としては、①名が一致する、②両者の活動していた年代がほぼ一致する、③雄略天皇朝にすでにオホビコ伝承の原型となるものがあつたと推察され、鉄劍銘の意富比埜がこれと無関係であつたとは考えられない、④オホビコおよびその後裔氏族(阿倍氏や膳氏など)は東国(武蔵)と深い関係を有する、といった諸点があげられている。塚口義信「初期大和政権とオホビコの伝承」(横田健一編『日本書紀研究』第十四冊(塙書房、昭和六十二年二月)所収)は、①は、偶然の一致も考

えられるので、決め手となりえないことを指摘。また、㊸も、記紀の系譜に依拠した、世代の算出法は方法論的には無理があり、しかも、皇統譜と鉄劍銘文の乎獲居臣の系譜には二世代の食い違いがあるとして、これを斥ける。㊸・㊹については、結論的にはしたがうとしながらも、意富比埜の性格をあきらかにしなければ決定的な論拠とはなりえないとして、独自のアプローチから、意富比埜⇨オホビコを論証。すなわち、氏は、銘文中の「世々」が「意富比埜以来、代々」の意味であったことを確認した上で（↓語釈㊹）、だとすると、雄略天皇朝には意富比埜もまた「杖刀人の首」（親衛軍の首長の一人）とする認識が存在していたと考えなくてはならないとする。またいっぽうで、倭王武の「上表文」にみえる征服伝承の分析から、銘文が刻まれた四七一年には、四道將軍の一人として大王に仕え、大いに功を成したというオホビコの英雄伝説がすでに語られていたことを指摘。その結果、「兵団を率いる將軍としての両者のイメージはまったく等しく、親衛軍の首長的人物としての意富比埜の姿を古典のなかにもとめるとすれば、それはオホビコ以外にない」とのべ、これを論拠㊹と重ね合わせることによって、意富比埜⇨オホビコが確定するという（前掲論文、一七八―一八〇頁）。ともすれば、自明のことのような意富比埜⇨オホビコ説ではあるが、これを承認するためには、塚口氏のような、論証の手続きが必要であろう。

④ 其の児 下文がいずれも「其の児の名は―」とするところから判断すると、ここは「名」の字が脱落していると考えられる。「名」と「多加利」の「多」の字が似ていることから、書き落としたのかも知れない。以下、この系譜では「其児名―」という形で、親から子へ、子から孫へというように、直系相続の形をとるのが、乎獲居臣の系譜のスタイルである。ただし、ここにいう「其の児」が実際の子を指すのか、あるいは、親子でない場合もふくめて（たとえば、兄弟や従兄弟）、後継者をこう呼んでいるのかは不明。

⑤ 多加利の足尼 「タカリの足尼」と読む。阿倍氏の系譜にみえる「彦屋主田心命（たごりのみこと）」との関聯が指

摘される。「足尼(すくね)」は宿禰の古い表記で、『住吉大社神代記』船木等本記や『先代旧事本紀』巻五、天孫本紀所載の「尾張氏系譜」などにも頻出。

⑥ 弓巳加利獲居 「テヨカリワケ」と読む。『本朝皇胤招運録』に大彦命の孫としてみえる「豊韓別命」に結びつける説がある。この弓巳加利獲居は「獲居」の二字をふくむ最初の人物であり、銘文では弓巳加利獲居↓多加披次獲居↓多沙鬼獲居と三代にわたって「獲居」をふくむ名前がしるされたあと、半弓比↓加差披余とつづいて、最後に乎獲居の臣のところ、ふたたび「獲居」をふくむ人名が登場する。佐伯有清氏は、『和氣系図』に「別君」↓「君」の変化が確認できる箇所があることをもとに、「君」というカバネを称する前段階として、「別君」という二重の称号を称することがあったとみて、「ワケ」は古い称号、「キミ」は新しいカバネの称号で、のちに「キミ」姓に固定すると推測。そして、「乎獲居臣」についても、「乎」は「小」で個人の名前、「獲居」は「ワケ」で古い称号で、最後の「直」(佐伯氏は、「臣」でなく「直」とみる)がカバネの称号なのであって、これが、のちに「アタヒ」姓となって、後裔氏族に受け継がれたとみている(『古代氏族の系譜』『歴史公論』五―五、昭和五十四年五月、七四―七六頁)

⑦ 多加披次獲居 「タカハシワケ」、または「タカヒシワケ」と読みうる。高橋なら、阿倍氏の一族で膳臣氏から枝分かれた高橋朝臣氏のことをいうか。膳臣氏は大彦命の子孫。

⑧ 多沙鬼獲居 「タサキワケ」と読む。「タサキ」は「ササキ」か。大野晋氏は、銘文には「トヨ」を「テヨ」、「カサハラ」を「カサハヨ」、そして「ササキ」を「タサキ」としるす「方言」の音がそのまま書かれていることを指摘(『シンボジウム鉄剣の謎と古代日本』〈前掲〉一七三頁)。

⑨ 半弓比 「ハテヒ」と読む。『日本書紀』欽明天皇六年条に「膳臣巴提便^{かしわでのほてび}」という人名がみえ、半弓比との関聯が指摘される。ただし、半弓比が個人名だとすると、氏族名をしるしたとみられる多加披次獲居・加差披余と統一がと

れない(↓語釈⑦・⑩)。なお、この半豆比とこれにつづく加差披余にのみ「獲居」の称号がない点は注目される。この点について、井上光貞氏は、「ワケがはじまって以後に、それを欠く人名のあらわれるのはなぜであろうか。じつは、ここに、銘文のワケにカバネ(姓) 性よりも官職的地位のにおいが強い、と考えられる理由がある。なぜならカバネ(姓) 性は世襲で、世々に継承されるものであるから、途中にカバネ(姓) を欠く世代が生じることは不自然である。これに反して官職的地位ならば、(中略) 族長権の転移の規制や、能力の有無に応じて、銘文のたどる直系系譜の外に、それが移ることは、かえって自然であるとみられるからである」(『鉄剣の銘文―五世紀の日本を読む―』『諸君』一〇―一二、昭和五十三年十二月、のち『井上光貞著作集』第五卷(岩波書店、昭和六十一年三月) 所収) と解釈。これに対し、佐伯有清氏は、「ワケ」は「大王」を称する以前の天皇にもつけられており、官職的地位と解するわけにはいかないとして、これを首長層の称号と考えるが(『古代氏族の系譜』(前掲) 七六頁)、筆者もそう思う。また、佐伯氏は、途中「ワケ」を缺く人名のあることについて、さきにも引いた『上宮記』(『釈日本紀』卷十三、述義九、第十七男大迹天皇条所引)の系譜に「伊波己里和氣兒。麻和加介兒。阿加波智君兒。」とあるのをはじめとして、『和氣系図』にも同様の例がみえることを指摘し、「五世紀中葉以前の一時期中、「ワケ」の称号を称することがなくなった時期があった」と推測(『古代氏族の系譜』(前掲) 七七頁)。ちなみに、前川明久氏は、この点について、「理由はあきらかでないが、この一族に勢力の消長があつて、獲居の称号をとなえることができぬほど祖父・父の代には衰退していたのではあるまいか」(『鉄剣を銘文にみえる称号と姓』『歴史公論』五一―五、昭和五十四年五月、八一頁)と、独自の解釈を提唱。

なお、銘文中の乎獲居臣の系譜がどこまで事実を伝えているとみるかは、研究者によつて考えが異なる。ただ、意富比埜く加差披余間の七代にわたる系譜は、けつして忘却されてしまふような遠い過去のことではなく(末永雅雄・三品彰英・横田健一編『神話と考古学の間』(創元社、昭和四十八年十月) 一〇―一頁参照)、筆者は、この系譜伝承をたし

かなものだと考えている。

⑩加差披余 「カサハヨ」または「カサヒヨ」と読む。「伽耶」と「加羅」のように、「ヤ」と「ラ」の音は交代することもあるので、あるいは「笠原」のことをいうか。『日本書紀』安閑天皇元年閏十二月条に「武蔵国造笠原直使主」がみえ、加差披余をこれに比定する考えもあるが、前川明久氏は、「人名が氏名になる例は乏しい」ことから、この比定は困難だとする（鉄剣を銘文にみえる称号と姓）〔前掲〕八一頁）。

⑪世々 代々の意。「世々」が、乎獲居臣から何代前までを指すかについては、諸説あるが、ここは、塚口義信氏のいうように、「世々」は直後の「至今」と対応関係にあり、意富比嵜から加差披余に至る七代を指しているとみるのが妥当か（初期大和政権とオホビコの伝承）〔前掲〕一七八～一八〇頁）。なお、この「世々」を乎獲居臣の先祖代々と考えず、「天皇の御世々々」とする解釈もあるが（平野邦雄『稲荷山古墳鉄剣銘』の解釈）『大化前代政治過程の研究』（吉川弘文館、昭和六十年六月）所収、一一〇頁）、自家の系譜につづく記載なので、これは通説どおり、乎獲居臣の家系を指すと考えてよいであろう（塚口氏前掲論文、一八八頁参照）。

⑫杖刀人の首 「杖刀」は刀身を内部に収めた刀のことで、いわゆる仕込み杖。「杖刀人」は、それを携えて王宮の警護にあたりたり、大王に仕える人の意味で、つまりは大王の親衛隊のことと考えられる。「首」はその長官。「杖刀」については、「大安寺伽藍縁起并流記資財帳」に「合大刀并横刀陸拾柄（大刀卅柄。横刀廿九柄。杖刀一柄。並仏物。）」（『大日本古文書』二一六四五頁）とある。「東大寺献物帳」にも二振りの杖刀のことがみえ、たとえば、刀身の長いほうについては「杖刀一口（刃長二尺一寸六分。鋒者偏刃。金鏤星雲形。紫檀樞纏。眼及把並用銀。紫組懸。呉竹鞘樞纏。長五尺三寸四分。口蓋尾並用鹿角作。又以鉄接尾端。緑地高麗錦袋緋貳裏。）」（『大日本古文書』四一四〇～一四一頁）とある。

⑬獲加多支鹵の大王 銘文の発見当初には、「斯鬼宮」を欽明天皇の磯城嶋金刺宮にあて、この大王を欽明天皇とみ

る学説もあったが（たとえば、池上巖「獲加多支鹵大王ニ雄略天皇説への疑問」『東アジアの古代文化』一九、昭和五十四年四月、など）、獲加多支鹵ニ幼武から判断して、大泊瀬幼武（オオハツセワカタケ）とよばれた雄略天皇にあててよいであろう。

↓語釈⑮

⑭寺 寺は官舎・朝廷の意。寺の字を役所の意で用いた例としては、隋唐代の九寺（太常寺・大理寺・鴻臚館など）などがある。寺院のことではない。なお、この「寺」を「侍」の略体字とみて、「ハベル」・「チカヅク」などと読み、「奉事来至今獲加多支鹵大王寺在斯鬼宮時」の部分を「奉事し来りて今の獲加多支鹵大王に至る。寺（はべ）りて、斯鬼の宮に在る時」と読む意見もある。しかし、この銘文は五字と七字の句の多い漢文体であり、かりに「寺」が「侍」のことだとすると、「ワカタケル大王に侍り」と和文的な読み方を加えるか、構造を崩すほかない（笹山晴生〈司会〉・岸俊男・大塚初重・森浩一「謎はどう解明されるか〈座談会〉」『歴史と人物』八九、昭和五十四年一月、四一頁の岸俊男氏の発言）。その点で、この解釈にはいささか無理がある。

⑮斯鬼の宮 「斯鬼」は大和の磯城。雄略天皇の宮居は泊瀬朝倉宮だが、泊瀬も広い意味での磯城地方にふくまれる。『古事記』垂仁天皇段に「尔、名賜其曙立王、謂倭者師木登美豊朝。倉曙立王」とあるのが参考になる（塚口義信氏の指示による）。

⑯在りし時 銘文冒頭の「辛亥年」については四七一年説が有力だが、干支を一巡繰り下げて五三二年とする説もある。これは、現在ではむしろ少数意見であるが、銘文の発見直後、国語学者の大野晋氏は、「獲加多支鹵大王寺在斯鬼宮時、吾左治天下、令作此百練利刀、記吾奉事根原也」の部分を「ワカタケル寺、シキの宮に在りし時、吾、天下を治むることを左（たす）く。此の百練の利刀を作らしめ、吾が事へ奉る根原を記す也」と読み下し、「わが家系は代々、杖刀人の首として奉仕して来たが、ワカタケル大王の寺が斯鬼宮にあった時、私自身は実際にお助けした」と

いう回想とみた。そして、過去形である以上、ワカタケル大王とあるからといって、「辛亥年」を四七一年と結びつけてよいかどうかは、よく考えなければならぬことを主張（井上光貞他『シンポジウム鉄剣の謎と古代日本』〈前掲〉の一二八―一二九頁の大野氏の発言、大野氏「稲荷山古墳出土鉄剣の銘文」『諸君！』昭和五十四年二月号、のち同氏『日本語と世界』〈講談社、平成元年九月〉所収、参照）。なるほど、辛亥銘鉄剣と好一對の江田船山古墳出土の大刀銘は、「治天下獲□□
（大野氏） 鹵大王世奉事典曹人名无利豆」という形で、為政者の名によって過去の時代をしている（東京国立博物館編『江田船山古墳出土 国宝銀象嵌銘大刀』〈吉川弘文館、平成五年八月〉所収の東野治之「銘文の釈読」六七頁の読み下し文は「天の下治らしめしし獲□□（マ） 鹵大王の世、典曹に奉事せし人、名は無利豆」とする）。また、墓誌でも、たとえば「船首王後墓誌」の銘文のように、宮の所在地（宮号）を用いた天皇名によって過去の年代をあらわした例があるので（坂元義種「文字のある考古学史料の諸問題」上田正昭他編『ゼミナール日本古代史』下〈光文社、昭和五十五年一月〉所収、五五―六一頁参照）、辛亥銘鉄剣の場合も過去形とみて不都合はない。むしろ、そのほうが前後の文脈がすつきりする。なお、岸俊男氏は、隅田八幡神社人物画像鏡に「癸未年八月日十大王年男弟王在意柴沙加宮時斯麻念長寿遣開中費直穢人今州利二人等取白上同二百旱作此竟」とある例をあげて、「年紀と宮にある時と、鏡を作った時とはみな同じ、というふうに読むのが素直なんじゃないかと思えます」と反論する（井上光貞他『シンポジウム鉄剣の謎と古代日本』〈前掲〉一三五頁の岸俊男氏の発言など）。しかしながら、稲荷山古墳出土鉄剣銘の場合、文脈から、「辛亥年（しんがねん）の七月中に（以下のことを）記す。（中略）獲加多支鹵（わかたけの）大王（おおきみ）の朝廷が、「かつて」斯鬼（しき）（の）宮にあって時、わたくし（自身もまた）天下を治めることをお助けした。（そこで今）この何度も打ってよく鍛えた鋭い刀を作らせて、わたくしが（大王への）奉仕の由来を記す次第である」（後掲現代語訳を参照）という意味に解釈できるので、かならずしも、辛亥年八月＝斯鬼宮が宮都の時代＝鉄剣銘の製作時期と考える必要はない。確実なのは、辛亥年＝鉄剣銘の作製時期、という点だけであり、

人物画像鏡銘とは文脈が異なっている。しかも、人物画像鏡の銘文は難解で、肝心なところで解釈がわかれたままなので、これを稲荷山古墳出土鉄剣銘の解釈に援用することには注意を要する。ゆえに、筆者は、獲加多支鹵大王Ⅱ大泊瀬幼武天皇Ⅱ武であるにしても、これが五三二年時点における回想だとする説は無碍に否定できないと思う（なお、これにかかわる稲荷山古墳および礫椰部分の造営の年代については、後述の「二、銘文の問題点（4）礫椰の築造年代」参照）。

⑰左治天下 「左」は「佐」に同じ。魏志倭人伝にも卑弥呼とその男弟について「年已長大。無夫婿。有男弟佐治国」という記述があるので、「左治天下」も「天下を左治し」と読むべきであろう。なお、江田船山古墳出土大刀銘にも「治天下」の三字がみえるなど、「治天下」の用例は多く、これを一つの用語として把握すべきで、銘文も「治天下を左ける」と読むべきだとする意見もある（上田正昭「銘文研究二〇年と古代史」上田正昭・大塚初重監修小金井良一編『稲荷山古墳の鉄剣を見直す』〈学生社、平成十三年六月〉所収、一五頁）

⑱百練の利刀 何度も打って鍛えた、よく切れる刀の意。「百練」の字は、天理市の東大寺山古墳から出土した「中平」年号のある鉄刀にも「中平□□（年）五月丙午造作文刀百練清剛上庇星宿□□□□」（下カ）蓋カ不カ祥カとみえ、石上神宮所蔵の七支刀にも「泰□四年五月十六日丙午正陽造百練鍔□□□刀出辟百兵宜供侯王□□□□祥」とみえているほか、近年出土した福岡市の元岡古墳群G6号墳出土の「庚寅」銘鉄刀にも「作刀凡十二果練」とある。中国でも、蒼山出土大刀銘に「永初六年五月丙午造卅涑大刀吉羊」とした例がある（『文物』一九七四第十二期）。ちなみに、江田船山古墳出土大刀銘に「三寸上好□刀」とみえる「□刀」は「刊刀」と読まれることもあったが、鉄剣銘の「百練利刀」を参考にすると、梅原末治・末永雅雄・佐伯有清諸氏の解説のとおり、「利刀」とみてよいであろう。

⑲吾が奉事の根原を記す也 前文の「世々為杖刀人首奉事来至今獲加多支鹵大王寺在斯鬼宮時吾左治天下」を受けた表現で、この文言で銘文が締めくくられていることも考えあわせて、おそらくこれが乎獲居臣のもつとも強調した

かった点であり、鉄剣を作らせた最大の理由であろう。

二、銘文の問題点

以上、銘文の字句について、「語釈」というかたちをとりながら詳しくみてきた。細部では見解の岐れるところもあるが、全体として文意は明快で、解釈に苦しむようなところはない。銘文は、まず、辛亥の年七月中に記したことをのべ、ついで乎獲居臣の祖先である意富比埜から乎獲居臣までの八代の系譜を示し、代々大王の親衛隊の長として仕えて今に至っていることを記述する。そして、乎獲居臣もまた、獲加多支鹵大王（雄略天皇）が斯鬼宮で政治を執っていた時代に、大王を輔佐していたので、その記念に立派な剣を作り、大王にお仕えしてきた由来を刻んだ、とするのである。

さきの語釈をもとに、現代語訳のいちおうの私案を示せば、以下のとおりである。

辛亥年（大がいにひびし）の七月中に〔以下のことを〕記す。〔わたくし〕乎獲居（をわ）の臣の祖先の名は意富比埜（おほひ）、その児（の）は多加利（の）足尼（すくね）、その児の名は弓己加利（てよかり）獲居、その児の名は多加披次（たかひし）獲居、その児の名は半弓比（はてひ）、その児の名は加差披余（かさはひ）、その児の名は〔わたくし〕乎獲居の臣である。〔わが家系は〕代々杖刀人の長官となつて、〔大王に〕お仕えし奉りつづけて今に至っている。獲加多支鹵（わかたけ）〔の〕大王の朝廷が、〔かつて〕斯鬼（しき）〔の〕宮にあつた時、わたくし〔自身もまた〕天下を治めることをお助けした。〔そこで今〕この何度も打つてよく鍛えた鋭い刀を作らせて、わたくしの〔大王への〕奉仕の由来を記す次第である。

右の銘文について、かんたんに問題点を整理しておくと、まず、冒頭の「辛亥年」については、西暦四七一年説と

五三一年の二説あることは、すでに指摘したとおりである。現在は四七一年説が有力だが、この点については、「獲加多支鹵大王寺在斯鬼宮時」の解釈や、稻荷山古墳の礫槨の築造年代の比定と相俟って、再検討の餘地がある。

つぎに、乎獲居臣の上祖の「オホビコ」だが、彼は、記紀にみえる「大彦命」である可能性が大きい。そして、乎獲居臣が仕えたという獲加多支鹵大王が雄略天皇だということも、通説のとおりであろう。しかし、はたして乎獲居臣が礫槨の被葬者なのかという点については、銘文発見後三十年以上を経た現在でも定説がなく、これまた議論の餘地がある。このほか、稻荷山古墳出土鉄劍銘は、従来知られていた江田船山古墳出土大刀銘の解説にも大きな影響を与えたが、これについてもあらためて整理しておく必要がある。

そこで、以下は、これらの問題を詳しく取り上げることにした。

(1) 「辛多年」の実年代

『宋書』本紀・倭国伝には当時の倭国の王が使者を派遣したり、宋の皇帝から爵号を授与された記事が、都合十一回みえている。いわゆる倭の五王（讚・珍・濟・興・武）である。これらの記事については、派遣の主体が誰かはおおむね判明しているが、本紀にみえる元嘉七年（四三〇）・大明四年（四六〇）・昇明元年（四七七）の遣使記事については、それぞれ「倭国王、使を遣はし方物を献ず」「倭国、使を遣はし方物を献ず」などとあるだけで、いずれの王による派遣かは明記されていない。しかし、『宋書』の分析から、元嘉七年（四三〇）が讚、大明四年（四六〇）が濟、そして、最後の昇明元年（四七七）が興の遣使であることは疑いない。この点については、坂元義種氏の研究もあるし、筆者もまた詳しく調査したことがある（拙稿「元嘉七年遣使の「倭国王」をめぐる」『史料』一四四〔平成八年八月〕、のち、拙著『記紀と古代史料の研究』〔国書刊行会、平成二十年二月〕所収）。

ところが、ここに一つ問題が生じる。それは、昇明元年（四七七）の遣使の主体を興とすると、鉄劍銘の年紀との間に矛盾が生じることである。かりに、通説のとおり、辛亥年（四七一年）で、獲加多支鹵大王（雄略天皇）であり、なおかつ、雄略天皇（武であったとする。すると、四七七年はすでに武の治世のはずで、この年の遣使の主体が興だとする、筆者の主張とはあきらかに矛盾する。

たしかに、鉄劍の辛亥年（四七一年）が動かなければ、昇明元年（四七七）の遣使は武のそれと判断せざるをえないのだが、それはどう考えてもおかしい。のちにものべるように、新王の初遣使なら封冊記事（王侯に封じることをする）の記録が記録されるのが、『宋書』本紀の通例である。それゆえ、たんに方物を献じたことを記す昇明元年（四七七）の遣使の主体は、大明六年（四六二）に「安東將軍倭国王」を授けられた興以外には考えられないのである。

こうした矛盾を打開するためには、原点に帰って、これまでの銘文の解釈がはたして妥当かどうかをあらためて考える必要がある。

そもそも、辛亥年（四七一年）説の最大の根拠は、銘文の「獲加多支鹵大王寺在斯鬼宮時、吾左治天下、令作此百練の利刀、記吾奉事根原也」という部分を「ワカタケル大王の寺、シキの宮に在る時、吾、天下を治むることを左く。此の百練の利刀を作らしめ、吾が事へ奉る根原を記す也」と現在形に読み下すところであった。ところが、語釈のところでものべたように、為政者の名を過去の年代の指標としたり、宮の所在地（宮号）を用いた天皇名によって過去をあらわす例のあることを考慮すると、当該箇所も「ワカタケル大王の寺、シキの宮に在りし時」と、過去形に理解してもおかしくない。だとしたら、辛亥年、すなわち銘文が刻まれた年を一巡繰り下げて、五三一年とすることも可能ではあるまい。

このような解釈は、銘文の発見当時、大野晋氏が提唱しているが（前節の語釈⑩参照）、これだと、辛亥年を獲加多

支鹵大王の治世中に収める必要はないので、昇明元年（四七七）の遣使の主体が興とみる私見とも矛盾しない。

坂元氏なども、辛亥銘鉄劍の発見直後、「辛亥年」を四七一年とする考えには検討の餘地があると発言したが、これに異論を唱えたのが井上光貞氏である（『雄略朝における王権と東アジア』井上光貞他編『東アジア世界における日本古代史講座』四〈学生社、昭和五十五年九月〉所収・『稻荷山鉄劍銘文考』『歴史と人物』一四一・一四三・一四四、昭和五十八年一月、いずれものち『井上光貞著作集』第五卷〈前掲〉所収。なお、山尾幸久『日本古代王権形成史論』〈岩波書店、昭和五十八年四月〉二九五頁にも坂元説の批判がみえるが、ここでは稻荷山古墳出土鉄劍銘とのかかわりで論じた井上光貞氏の説を中心に据えた）。

氏の論点はいくつかあるが、その第一は、坂元氏が「新王の授爵は、一般にその最初の遣使朝貢と密接な関係にあった」（倭の五王―その遣使と授爵をめぐって―『朝鮮史研究会論文集』七〈昭和四十五年六月〉、のち坂元氏『古代東アジアの日本と朝鮮』〈吉川弘文館、昭和五十三年十二月〉所収、三六四頁）とのべる点である。これについて、井上氏は、「坂元氏の引用文のような前提が、どれだけ普遍的であるか、充分に立証されていない」とのべ、いともかたんに斥けている（『雄略朝における王権と東アジア』〈前掲〉七頁）。

しかし、実際には、新王の授爵がその最初の遣使朝貢と連動していることを示す史料は枚挙に遑がないのであって、むしろ、じゅうぶん立証しうることがらである。そこで、以下、やや煩瑣になるが、いくつか具体的な事例をあげよう。

たとえば、百濟についていうと、『宋書』列伝では、元嘉二十七年（四五〇）百濟王餘暉による「上書献方物」の記事につづけて「毗死。子慶代立。世祖大明元年。遣使求除授。詔許」としている（『宋書』列伝第五十七、夷蛮）。いっぽう、本紀はというと、これに呼応するかのようには、孝武帝本紀の大明元年（四五七）十月甲辰条に「以百濟王餘慶鎮東大將軍」という記事が掲げられている。

百濟以外でも、列伝第五十六、鮮卑吐谷渾、吐谷渾条には、慕瑱が死んで弟の慕延が立ち、遣使奉表し、元嘉十五年（四三八）に「使持節・散騎常侍・都督西秦河沙三州諸軍事・鎮西大將軍・領護羌校尉・西秦河二州刺史・隴西王」に除せられたことがしるされている。これについては、文帝本紀の元嘉十五（四三八）年二月丁未条に「以平東將軍吐谷渾慕容延為鎮西將軍・秦河二州刺史」とあって、列伝に対応する記事がみえている。

また、おなじ吐谷渾でいえば、慕延が死ぬと拾寅がみずから王となるが、列伝によれば、元嘉二十九年（四五二）に「使持節・督西秦河沙三州諸軍事・安西將軍・領護羌校尉・西秦河二州刺史・河南王」に除正されている。これに對して、文帝本紀では遣使とは書かないものの、元嘉二十九年（四五二）九月丁亥条に「以平西將軍吐谷渾拾寅為安西將軍・秦河二州刺史」とあって、やはり列伝に対応する記事が存在している。

つぎに、倭の五王の珍とおなじころ、宋と交渉のあった武都王の例でいうと、列伝では、武都王の煬盛が元嘉二年（四二五）六月に卒し、ついで世子の煬玄が即位したことがしるされている（『宋書』列伝第五十八、列伝氏胡、氏条）。いっぽう、本紀では、文帝本紀の同年十一月癸酉条に「以前將軍煬玄為征西將軍、北秦州刺史」とみえており、これがまさしく煬玄による初回の遣使にあたと考えられる。

さらに、列伝氏胡、氏条によると、煬玄は元嘉六年（四二九）六月に卒し、弟の煬難当が玄の子保宗を廢してみずから立ち、「使持節・都督雍涼諸軍事・秦州刺史・平羌校尉・武都王」を自称し、文帝から「冠軍將軍・秦州刺史・武都王」に除正されたという。これについては、やはり、文帝本紀の元嘉七年（四三〇）六月己卯条に「以冠軍將軍氏煬難當為秦州刺史」とあって、列伝に対応する記事がみえている。

右にあげたのは一部の事例に過ぎないが、これらをみれば、新王による初回の遣使と授爵の間に緊密な関係が存することは、むしろ「普遍的」事実であるとしなければならない。むろん、列伝にみえる除正の記事に対応する記録が、

つねに本紀にあるとはかぎらない。ここで問題としている倭の五王の場合でも、いっぽうが脱落している例がある（図表Ⅰの『宋書』本紀と倭国伝と記事の対比を参照）。しかし、全体としては、新王の初遣使であれば、封冊の事実を掲げるのが『宋書』本紀の筆法であって、この点は、やはり、坂元氏の主張に分がある。それゆえ、井上氏のように、大明四年（四六〇）の孝武帝本紀の「倭国遣使献方物」と昇明元年（四七七）の「倭国遣使献方物」を、それぞれ列伝の「済死。世子興遣使贡献」「興死・弟武立。自称使持節・都督・倭・百济・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓七国諸軍事・安東大将军・倭国王」に対応させ、それぞれを興・武の初回の遣使とみることは無理があるといわざるをえない。

なお、さらに井上氏は、記紀の所伝と武の上表文の内容をもとに、「興Ⅱ安康天皇の在位が短かった」としているが（雄略朝における王権と東アジア）（前掲）七頁）、これも危うい推測である。氏のいう上表文とは、『宋書』倭国伝中に、順帝昇明二年。遣使上表曰「封国偏遠。作藩于外。自昔祖禰躬擐甲冑。跋涉山川。不遑寧处。東征毛人五十五国。西服衆夷六十六国。渡平海北九十五国。王道融泰。廓土遐畿。累葉朝宗。不愆于歲。臣雖下愚。忝胤先緒。驅率所統。歸崇天極。道逕百济。装治船舫。而句驪無道。凶欲見吞。掠抄辺隸。虔劉不已。每致稽滯。以失良風。雖曰進路。或通或不。臣亡孝济。実忿寇讎。壅塞天路。控弦百萬。義声感激。方欲大举。奄喪父兄。使垂成功。不獲一簣。居在諒闇。不動兵甲。是以偃息未捷。至今欲練甲治兵。申父兄之志。義士虎賁。文武效功。白刃交前。亦所不顧。若以帝德覆載。摧此彊敵。克靖方難。無替前功。窃自假開府義同三司。其餘咸假授。以勸忠節。」詔除武使持節、都督・倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六国諸軍事・安東大将军・倭王。とみえるものである。

表 I 宋と倭の交渉年表

西暦	年号	王名	本紀の記載	列伝の記載
421	永初2	讚	×	○倭王讚、朝貢し、除授の詔を賜わる。(倭国伝)
425	元嘉2	讚	×	○倭王讚、司馬曹達を遣わし、文帝に上表し、方物を献ず。(倭国伝)
430	元嘉7	?	○倭国王、使を遣わし、方物を献じる。(文帝本紀)	×
438	元嘉15	珍	○倭国王珍を安東將軍となす。(文帝本紀)	○倭王讚死し、弟珍立つ。使いを遣わして奉献す。珍は、「使持節都督倭新羅任那加羅秦韓慕韓六国諸軍事安東大將軍倭国王」を自称し、「安東將軍倭国王」に除正される。また、倭隋ら13人は將軍号を授けられる。(倭国伝。ただし、年次の記載なし)
443	元嘉20	済	○倭国、使いを遣わして方物を献ず。(文帝本紀)	○倭国王済、使いを遣わして奉献す。復以て「安東將軍倭国王」となす。(倭国伝)
451	元嘉28	済	×	○倭国王済、「使持節都督倭新羅任那加羅秦韓慕六国諸軍事」を加授される。「安東將軍」は故の如し。(倭国伝)
〃	〃	済	○安東將軍倭王済、号を「安東大將軍」に進む(文帝本紀)	×
460	大明4	?	○倭国、使いを遣わして方物を献ず。(孝武帝本紀)	×
462	大明6	興	○倭王世子興を以て「安東將軍」となす(孝武帝本紀)	○詔して、倭王世子興を「安東將軍倭国王」となす(倭国伝)
477	昇明元	?	○倭国、使いを遣わして方物を献ず。(順帝本紀)	×
478	昇明2	武	○倭国王武、使いを遣わして方物を献ず。武を以て「安東大將軍」となす。(順帝本紀)	○倭国王武、方物を献じ上表し、「使持節都督倭新羅任那加羅秦韓慕韓六国諸軍事安東大將軍倭王」を除せらる。(倭国伝)

○は記載があり、×は記載ないことを示す。

この上表文については、坂元氏が西南夷諸国王の上表文との比較からその特色を分析している（『宋書』倭国伝の史料的人格―とくに武の上表文をめぐって―）上田正昭他編『ゼミナル日本古代史』下（前掲）所収）。また、それとはべつに、『春秋左氏伝』『毛詩』など中国の古典にもとづく文飾の多いことが指摘されているが（志水正司「倭の五王に関する基礎的考察」『史学』三九―二（昭和四十一年九月）、のち『日本古代史の検証』（東京堂出版、平成六年四月）・内田清「百濟・倭の上表文の原典について」『東アジアの古代文化』八六、平成八年二月、ほか）、そのほかにも、「控弦百萬」などといった、誇張的表现が介在していることは留意すべきである。

井上氏は、大明四年（四六〇）の遣使を興の初回の遣使、昇明元年（四七七）の遣使を武のそれにあてたうえで、興は四六〇年以前に即位し、大明六年（四六二）、安東將軍に除せられたあとに死亡したとみて、その在位は最短で三年だったと考える。そして、くだんの上表文中に「奄喪父兄」（井上氏は、父Ⅱ濟Ⅱ允恭天皇・兄Ⅱ興Ⅱ安康天皇とみる）とあるのは、興（安康天皇）の在位年代が短かったことの裏づけになるとしている（『雄略朝における王権と東アジア』（前掲）七頁）。

こうした井上氏の所説は、一見説得力を有するが、疑問がないわけではない。

かりに興が四六三年に歿したとする。その後一年、長くて三年の諒闇がつづいたとしても（養老喪葬令17、服紀条の規定では天皇の服紀は一年だが、天武天皇のように朱鳥元年九月に崩御したのち、持統天皇二年十一月まで足掛け三年にわたり殯宮の維持された例もある）、武が上表文を提出する昇明二年（四七八）までには十数年の歳月が経過している。上表文の下文には「居在諒闇。不動兵甲。是以偃息未捷。至今欲練甲治兵。申父兄之志」とあるが、諒闇のせいにかかる長期にわたって兵を動かさなかったというのは、いかにも苦しい言い訳である。だとすれば、むしろ、「奄喪父兄」という表現に誇張の疑いがかけられるのであって、これによって興（安康天皇）がはやく歿したと考えるのは、いかがな

ものである。

また、井上氏が、記紀の所伝や年紀をもとに、安康天皇の治世が短かったと類推しているが、この点にも無理がある。たとえば、済ニ允恭天皇の在位年数を、済の初回の遣使の元嘉二十年（四四三）から興の初回の遣使の大明六年（四六二）井上光貞氏のように、大明四年のそれを興の初回の遣使とする説もある）までの期間と考えると、約十九年となる。しかし、『古事記』崩年干支によれば、反正天皇の崩御した丁未年（四三七）から允恭天皇崩御の甲午年（四五四）の十七年間となり、年代も期間もあわない。『日本書紀』だとさらにひどくて、反正天皇崩御庚戌年（四一一）から允恭天皇崩御の癸巳年（四五三）まで、じつに四十二年もの長期間にわたっている。それゆえ、記紀の所伝や年紀をもとに、興の在位期間を推測することは、率直にいつて困難である。

こうしてみると、井上氏の主張もけっして盤石ではなく、昇明元年（四七七）の遣使の主体を興とする説は、依然として成立の餘地があると思う。にもかかわらず、なぜか、この問題は、その後も大きく取り上げられることはなかった。平成十年（一九九八）は鉄剣発見から二十周年の節目の年で、各地で鉄剣をテーマにしたシンポジウムがおこなわれたが、そうした議論の場でも、この点が問題になることはほとんどなかったと記憶している。

これは、須恵器の編年研究などから、稲荷山古墳の築造年代を五世紀末にもとめる見解が定着しつつあることとも無関係ではあるまい。しかし、後述のように、稲荷山古墳、とりわけ鉄剣が埋葬されていた礫部分の年代については、考古学者によって意見が岐れるのである（〔4〕礫部分の築造年代参照）、そのため、これをもとに辛亥年を絞り込むことは、現状ではまだむづかしいといわざるをえない。

(2) 乎獲居臣の出自

ところで、乎獲居臣の出自や、乎獲居臣と礫榔の被葬者の関係も、未解決のままである(諸説については、鈴木靖民『古代国家史研究の歩み―邪馬台国から大和政権まで―』(新人物往来社、昭和五十五年八月)一八七―一九七頁に当時までの学説の整理がある)。乎獲居臣が鉄剣の作製者であることは、銘文の内容から疑いをいれないが、武蔵の稻荷山古墳に、意富比埜を上祖とする乎獲居臣作銘の鉄剣が埋納されていたことについては、つぎのような、いくつかの想定が可能である(塚口義信「初期大和政権とオホビコ」の伝承」一八〇―一八一頁)。

① 乎獲居臣＝武蔵豪族説

(a) 乎獲居臣は武蔵の豪族であるが、かつてヤマト政権の親衛兵の首長として大王に奉仕したことがあり、そのときに意富比埜の伝承を知って、これを自分の上祖とした。

(b) 乎獲居臣は武蔵の豪族であるが、意富比埜を上祖とする中央の豪族と同族関係をもち、これによって上祖を意富比埜に假託した。

② 乎獲居臣＝中央豪族説

(a) 乎獲居臣は意富比埜を上祖とする中央の豪族だが、武蔵からヤマト政権のもとに親衛兵として上番してきた稻荷山古墳の被葬者にこの鉄剣を下賜した。

(b) 乎獲居臣は意富比埜を上祖とする中央の豪族だが、東国に進出したとき、これを稻荷山古墳の被葬者に下賜した。

(c) 乎獲居臣は意富比埜を上祖とする中央の豪族だが、東国に分封され、土着化して、やがて稻荷山古墳に鉄剣とともに埋葬された。

そこで、つぎに諸説の代表的なものを紹介しておく。

①(a)の武蔵豪族説は、銘文発見直後から、井上光貞氏が積極的に展開された説である（『鉄剣の銘文』〈前掲〉四一九～四二三頁、井上光貞他『シンボジウム鉄剣の謎と古代日本』〈前掲〉一〇六～一〇七頁）。杖刀人が東国豪族の子弟によって構成される舎人の前身と考えられることや、鉄剣そのものが、武蔵地方最大の古墳が連続して築造される埼玉古墳群の最初の巨大前方後円墳である稲荷山古墳から出土したことなどが、その根拠である。また、佐伯有清氏は、「乎獲居臣」の「臣」の字を「直」の行書体とみ、これを大彦命を始祖とする丈部直・六人直のカバネ「直」と結びつける立場から、乎獲居臣は武蔵の国造ないしは国造クラスの豪族であるとしている（『臣か直か―銘文と武蔵の豪族―』『歴史と人物』八九、昭和五十四年一月）。

ちなみに、篠川賢氏も、乎獲居臣を東国の豪族とみているが、氏は、銘文には乎獲居臣を東国の豪族とみるうえで「若干ためらいを感じさせる内容」があるとして、以下の三点をあげ、みずから反論を加えている（『鉄刀銘の世界』佐伯有清『古代を考える 雄略天皇とその時代』〈吉川弘文館、昭和六十三年二月〉所収）一〇〇～一〇三頁）。

①乎獲居臣が杖刀人として天下を左治したと書かれている。

②銘文の系譜は、中央豪族である阿倍氏ないし膳氏の系譜と対応しており、スクネ・ワケなどの称号も中央豪族に多くみられる。

③史料上、後の武蔵地方に臣姓豪族の存在が確認できない。

まず、①については、地方豪族が当時の宮廷において有力な地位を占めることがなかったとは断定できず、これを理由に、乎獲居臣が東国の豪族でないとするのは早計だとする。また、②についても、オホビコの後裔と称する氏族は、武蔵地方の豪族のなかにも存在するので、乎獲居臣をのちの阿倍氏・膳氏の人物に限定して考えることはできないとのべる。

さらに、これに関連して、③についても、「乎獲居臣」の「臣」が「オミ」と訓読しうるのなら、こうした立論も可能だが、「杖刀人首」の「首(シユ)」と同様、漢語として「シン」と音読しうるのであれば(たしかに、「比埜」「獲居」「足尼」がすべて音假名であらわされているのは異なる)、この点は問題にならないとする。

つぎに、中央豪族説に目を転じよう。

田中卓氏は、井上説を批判するいっぽうで、自身は②(c)説を展開する。氏は、乎獲居臣のカバネが「臣」であることは、皇別の中央官人として相応しい、などの理由から、乎獲居臣の家系は意富比埜以来の譜第を誇る中央官人とみ、その子孫が武蔵に進出してきたとしている(『古代天皇の秘密』(前掲)二九七～三二五頁)。和田萃氏も、②(c)説の立場で、乎獲居臣Ⅱ中央豪族の立場をとりつつ、稲荷山古墳の礫槨の被葬者は土着の武蔵豪族ではなく、作刀者の乎獲居臣そのひとで、おそらくヤマト政権から東国に派遣されて開拓につとめ、毛野国に対する軍事的拠点をつくりあげた人物だと推測する(同氏『大系日本の歴史』② 古墳の時代』(小学館、昭和六十三年一月、のち平成四年八月小学館ライブラリー所収、引用は後者による)一八三～一八五頁)。

なお、乎獲居臣を中央豪族とみながらも、礫槨の被葬者は乎獲居臣ではないとする見解もある。②(a)説がそれである。たとえば、黛弘道氏は、『高橋氏文』のしるす磐鹿六雁の伝承をよりどころに、阿倍氏・膳氏と武蔵国造家とは古い時代から上下関係で結ばれており、乎獲居臣は、天皇の命によって、この鉄剣を武蔵国造に与えたと推測している(『埼玉稲荷山古墳の鉄剣』『古代学入門』(筑摩書房、昭和五十八年九月)所収、二六三～二六四頁)。また、父親ないし兄である族長の意向をうけて、杖刀人として畿内に上番した礫槨の被葬者が、中央で彼らを統括する立場にあった乎獲居臣と特別な関係を築き、この鉄剣を下賜されたとする白石太一郎氏の所説も(『古墳とヤマト政権』(文藝春秋、平成十一年四月)一五五～一五六頁)、これに近い。ほかに鈴木靖民氏は、雄略天皇朝になって、乎獲居臣は大王の政治を輔佐

する直属の「臣」となり、その下に稲荷山古墳の被葬者である北武蔵などの地方首長を統率したとみて、銘文のある鉄剣は、大王もしくはそれに准じて近侍する「臣」と地方首長との政治的関係を表徴する下賜物であるとする（武（雄略）の王権と東アジア」（佐伯有清『古代を考える 雄略天皇とその時代』〈前掲〉所収、七二―七三頁）。

このように、乎獲居臣の正体については容易に帰趨をみない。ただ、地方豪族説に関しては、鉄剣そのものが乎獲居みずからが依頼して作らせ、自分が杖刀人の首として大王に奉事してきた、「吾が奉事の根原」をしるしたものであることを思うと、それを配下のものに賜与することはちよつと考えたい（小林敏男「一一五文字の銘文が語る古代東国とヤマト王権」上田正昭・大塚初重監修小金井良一編『稲荷山古墳の鉄剣を見直す』〈前掲〉所収、一〇五頁、狩野久「稲荷山鉄剣をどう読むか」小川良祐・狩野久・吉村武彦編『ワカタケル大王とその時代』〈山川出版社、平成十五年五月〉所収、一三二―一三三頁）。しかも、筆者のように、辛亥年（五三二年）を採れば、これは鉄剣の制作年と磯櫛の推定築造年代（後述参照）との差がほとんどないわけで、制作後まもなく埋葬されたことになる。このことは鉄剣と被葬者の密接な結びつきを示唆しているのであって、この点でも、下賜説は成り立ちがたい。

筆者としては、目下のところ、②(c)説が穩当と考えているが、それでもまだ議論の餘地は残る。この問題の解決は、今後の課題でもある。

(3) 江田船山古墳出土大刀銘との關聯性

稲荷山古墳出土鉄劍銘は、従来知られていた江田船山古墳出土大刀銘の解説にも大きな影響を与えた。江田船山古墳は熊本県玉名郡菊水町（現和水町）にある全長約六十メートルの前方後円墳で、明治六年（一八七三）に横口式家型石棺が検出され、内部から多数の豪華な副葬品が検出されたが、そのなかに全長九〇・六センチメートルで、刃渡

り八五・三センチメートルの大刀（直刀）があった。刀身の峰の部分に約七十五字の銀象嵌の銘文があったことは、さきにもふれたとおりだが、銘文はつぎのとおりである。

治天下獲□□□齒大王世奉事典曹人名无利弓八月中用大鉄釜并四尺延刀八十練九十振三寸上好□刀服此刀者長寿子孫洋々得□恩也不失其所統作刀者名伊太和書者張安也

天の下治らしめし獲□□□齒大王の世、奉事せし典曹人、名は無利弓、八月中、大鉄釜を用い、四尺の延刀を并わす。八十たび練り、九十たび振つ。三寸上好の刊刀なり。此の刀を服する者は、長寿にして子孫洋々、□恩を得る也。其の統ぶる所を失わず。刀を作る者、名は伊太和、書するのは張安也。

冒頭の大王名をしるした部分は、缺損して判読できない。かつては「治天下復□□□齒大王」と読み、多遲比弥都齒大王（反正天皇）にあてる説が有力であった。しかし、稲荷山古墳出土鉄剣の出現によって、「復」は「獲」であり、缺損部分は「獲加多支齒大王」であることがあきらかになったのは貴重である。こうした難読部分の解明によって、銘文の文意はつぎのように解釈できる。

ワカタケル大王（雄略天皇）の時代にムリテが典曹という文書を司る役所に仕えていた。八月に大鉄釜で丹念に作られためでたい大刀である。この刀を持つ者は、長寿であつて、子孫まで栄えて治めることがうまくいく。大刀を作ったのは伊太和で、銘文を書いたのが張安である。

なお、稲荷山古墳出土鉄剣銘には、「獲加多支齒大王」以外にも、江田船山古墳出土大刀銘を考えるうえで、貴重な記載がふくまれていた。「八月中」「奉事」「利刀」といった、両者に共通の表現がみられること（「利刀」については、さきの語釈⑧を参照）、稲荷山古墳出土鉄剣銘「杖刀人」「百練」が江田船山古墳出土大刀銘の「典曹人」「八十練」に対応しているとみられること、などがそれである。直木孝次郎氏によれば、「典曹」の「典」には「ふみ」または「つ

かさどる」の意があり、前者とすれば「典曹人」は「ふみの役所の人」、後者であれば「役所をつかさどる人」と解され、いずれをとるにしろ、ヤマト政権の文官を謂だという（「稲荷山古墳出土鉄剣銘の問題点」『古代研究』〈元興寺文化財研究所〉一六、昭和五十三年・同「古代ヤマト政権と鉄剣銘」『歴史と人物』八九（昭和五十四年一月）六五～六六頁）。これは、まさしく、武官を意味する「杖刀人」とは好一對をなすものである。

なお、井上辰雄氏が、後宮職員令に「典」のつく官職が多くみられること（典侍・典蔵・典書など）に言及している点も見逃せない。氏は、これらの官が長官（尚侍・尚蔵・尚書など）とおなじ職務を掌るところから、「典」には「尚」を輔佐するという意味があり、稲荷山古墳出土鉄剣銘の「左治」と相通じるのではないかと推測しているが（関東と北九州の古代豪族―稲荷山古墳と江田船山古墳の銘文に関連して―『東アジアの古代文化』一九（昭和五十四年四月）一四～一五頁）、これも両者の関係を考えるうえで貴重な指摘である。

このように、金象嵌・銀象嵌のちがいはあるものの、稲荷山古墳出土鉄剣銘と江田船山古墳出土大刀銘には、同時代のよく似た銘文であることをうかがわせる要素がいくつかみられる。かかる共通点の多い二振りの大刀が、武蔵と肥後という隔絶した地域の古墳からみつかったということは、五世紀末の雄略天皇朝に、ヤマト政権の勢力が東は関東地方、西は九州地方にまで及んでいたことを雄辯に物語っている。このことをあきらかにしたという点でも、稲荷山古墳出土鉄剣の意義は少なくないのである。

（４）礫槲の築造年代

（一）でのべたように、辛亥年＝五三一年であるとすれば、鉄剣が埋葬されている稲荷山古墳の礫槲部分は、同年以降のものとなる。では、推定される礫槲の築造年代は、こうした辛亥年＝五三一年と矛盾しないのであろうか。

礫櫛をふくむ稲荷山古墳の築造年代を考えるうえで、まず取り上げねばならないのは、稲荷山古墳には、現在確認されている礫櫛・粘土櫛のほかにも、埋葬施設の存在した可能性の存することである(増田逸郎「埼玉政権の法量的分析」『埼玉考古学論集―設立一〇周年記念論文集―』(埼玉県埋蔵文化財調査事業団、平成三年七月)所収、坂本和俊「考古学からみた稲荷山古墳の出自」上田正昭・大塚初重監修小金井良一編『稲荷山古墳の鉄剣を見直す』(前掲)所収、四〇〇―四二頁)。すなわち、礫櫛・粘土櫛はいずれも、稲荷山古墳の後円部の墳頂部、平坦面の前方部より片寄った位置にあり、中軸線から外れている。そこから、中軸線上に位置する、いま一つの埋葬施設が存在するのではないかという指摘は、はやくからあった。

近年では、稲荷山古墳に円筒埴輪が樹立された時期は、須恵器編年というTK23型式の初期で、これは、礫櫛はもとより粘土櫛の副葬品とも対応しないことから、稲荷山古墳にはさらに古い、べつの埋葬施設が存在した可能性が示唆されている。また、昭和五十七年(一九八二)七月と平成十年(一九九八)五月の、二度にわたる後円部の地下レーダー探査によって、礫櫛・粘土櫛以外に三つの埋葬施設の存在が想定されたことは(小川良祐「埼玉稲荷山古墳の最新情報」小川良祐・狩野久・吉村武彦編『ワカタケル大王とその時代』(山川出版社、平成十五年五月)所収、二一―二二頁)、まことに興味深い。

稲荷山古墳のくびれ部分からは多数の須恵器や土師器が出土しており、多くの考古学者が年代比定を試みているが、TK23型式ないしはTK47型式の特徴を示すという点では見解が一致している。ちなみに、田辺昭三『須恵器大成』(角川書店、昭和五十六年七月)は、この二つの型式の間に西暦五〇〇年を想定している。

また、稲荷山古墳出土の須恵器や土師器に類似する資料が、鴻巣市新屋敷遺跡の古墳周濠から出土している点も注目される。新屋敷遺跡では、六世紀初頭に噴火したと考えられている群馬県榛名山二ツ岳の火山灰(F-A)が確認さ

れ、しかも、稲荷山古墳と同時期の土器はすべてF Aの下層で出土しているので、稲荷山古墳出土の土器も六世紀初頭に下るものではなく、五世紀末に位置づけられるという（高橋一夫『鉄剣銘一一五文字の謎に迫る』〈前掲〉一六〇―一七頁）。

ただ、墳丘出土と伝えられる須恵器は、造出と反対側の東側のくびれ部から採取とされたものである。そのため、いずれの埋葬施設に關聯するものかは不明であり、「辛亥年」を絞り込むための参考資料とするには、一抹の不安が残る（杉山晋作「有銘鉄劍にみる東国豪族とヤマト王權」『新版日本の古代』第八卷〈前掲〉所収、一七二頁）。しかも、前述のように、稲荷山古墳自体の築造年代と礫槲のそれとはかならずしも一致する必要はないから、須恵器の年代によって「辛亥年を四七一年とする説は支持できる」（高橋氏前掲論文、一七頁）というのは、いささか勇み足ではあるまいか。

げんに、礫槲から出た三鈴の鈴杏葉は、他の古墳ではMT15型式からTK10型式、あるいはさらにそれよりあたらしい時期の須恵器に伴う遺物である。そこから、礫槲の埋葬がおこなわれた時期は須恵器の物差しでいうと、MT15型式の時期、すなわち五世紀末ないし六世紀初頭であるというみかたも成り立つ（白石太郎「五世紀の前方後円墳の動向と稲荷山古墳」上田正昭・大塚初重監修小金井良一編『稲荷山古墳の鉄剣を見直す』〈前掲〉所収、一一八頁）。

鈴杏葉の変遷から、礫槲を六世紀に入れざるをえないという見解は、銘文発見当初すでに森浩一氏によって提出されている（「鉄剣文字は古墳文化のどこに位置するか」黛弘道ほか『鉄剣文字は語る』〈前掲〉一三〇―一三九頁）。また、礫槲発掘の当事者である斎藤忠氏も、礫槲出土の挂甲・鈴杏葉・環鈴・鏡は六世紀に下降するものが多く、かつ馬具の他のものにも時代のくだるものがあるとして、「礫槲の年代は、やや広い幅をもたせたとしても、六世紀の前半であり、強いていえば、六世紀前半の中葉ぐらいに位置づけることも不可能ではないだろう」とのべている（斎藤忠・大塚初重『稲荷山古墳と埼玉古墳群』〈前掲〉二四〇―二四二頁。なお、同氏「鉄剣はどのように発掘されたか」黛弘道ほか『鉄剣文字は

語』(前掲)所収、九一―九五頁も参照)。いずれも、看過することのできない発言である。

こうしてみると、礫槲の築造年代を五世紀代とみる考えは、たぶん辛亥年Ⅱ四七一年説に引きずられた感がある。須恵器の年代にしても、陶邑窯跡の編年と年代がそのまま稲荷山古墳出土の須恵器の年代に結びつくのかどうかは、かんたんにはいえない。それゆえ、現時点では、辛亥年Ⅱ四七一年説が考古学的成果に裏打ちされたものであるとはいいたいのである。

なお、附言しておく、鉄剣を出土した稲荷山古墳が、埼玉古墳群のなかでもっとも古い前方後円墳であるという事実は、乎獲居臣Ⅱ武蔵豪族説には不利にはたらくであろう。銘文では乎獲居臣から意富比埜に溯る八代の系譜がしるされており、「世々杖刀人の首と為り」ヤマト政権に奉仕してきたことがしるされているから、乎獲居臣以前に杖刀人の首になった人物がいたわけである。ところが、稲荷山古墳に先行する古墳がこの地に存在しない。これは、乎獲居臣を武蔵の豪族とみるうえで大きな障碍である。

もつとも、前述のように、稲荷山古墳にはほかに埋葬施設が存在する可能性があるのであつて、それが礫槲の被葬者以前の首長のものである可能性は捨て切れない。その意味で、乎獲居臣の系譜のなかで、オホビコ・タカリノスクネ・テオカリワケ・タカハシワケ・タサキワケと「ビコ」「スクネ」「ワケ」の称号・敬称を有していたのに対し、乎獲居臣の直前のハテヒ・カサハヨの二人(あるいは乎獲居臣の祖父・父にあたるか)にはそうしたものがなく、実名でしるされている点は注目してよい(佐伯有清・平野邦雄・黛弘道「古代日本国家と氏姓」(『歴史公論』五八、昭和五十五年九月)のなかで平野氏は「あそこであったん氏の系統が変わったんじゃないかという気もするんです」(一四頁)と発言しておられるのが、早い例か)。ここで本宗から枝氏にわかれたとみるか、それ以前の系譜をたぶん擬制的なものとするかはむづかしいところだが、かかる系譜のありかたと稲荷山古墳の出現とは、なんらかの関聯がありそうにも思われる。

おわりに

稲荷山古墳出土鉄剣は、銘文の存在が確認されてからすでに三十五年を閲した。発見直後から注目を集め、その研究は大いに進んだ。しかしながら、こうして洗い直してみると、なお議論の餘地のある点も少なくない。屋上屋の謗りに甘んじつつ、小論があえてこの問題を再論した理由も、そこにある。とくに、旧説の再評価ともいうべき、辛亥年Ⅱ五三一年説については、筆者の微意をお汲み取りいただき、読者諸彦のご批正と真摯な検討を乞う次第である。

(いばらき・よしゆき 研究開発推進センター副センター長)